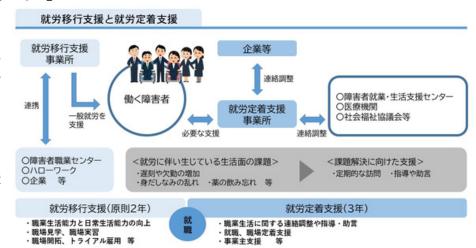
進路だより

vol.05

「働きたい」を応援する障害福祉サービス

【就労移行支援・就労定着支援】

働くためには、ただ単に作業能力があるだけでなく、自身の心身状況を管理、 て、日常生活を規則正しく送ることとは、 といておくことも必要です。そのためのは を行ったり、就業後に働き続けて支援です。 を行ったり、就労移行支援、 ための支援を行うのが、就労移行支援、 ための支援です。これらの支援では、 が出ーワークや障害者職業センター等と を表していきるようである。 大人間者の就労活動が継続できるより、 大人間を整えていきます。



就労移行支援では、働く上で必要となる基本的な作業能力の他、指示に対する理解や職場内の人間関係の構築といった職業生活能力と規則正しい生活を送り、移動や社会生活上必要なことを行う日常生活能力を高め、就職支援を行います。就労定着支援では、就職後、その仕事を続けられるように、就労後の生活に関して継続的な支援を行います。特別支援学校においては、卒業後の3年間、他機関と連携しながら就労定着支援を行っています。

【就労継続支援】

「一般企業で働くとなると負担が大きい」「働きたいけれらい」、「働きたいけったのように就労を目指す際のハードルは人によって異なります。「支援を受けながら働きたい」「自分のペースできることをやっていきたい」といったニーズに続き提供するのが就労継続支援です。

就労継続支援では、障害の程 度や、どの程度の就労を求めて

就労継続支援事業 就労継続支援A型事業 就労継続支援B型事業 対 象 -般就労が難しい者 -般就労およびA型事業所での就労が難しい者 年齡条件 原則18~65歳 年齢制限なし 雇用契約 あり なし 都道府県によって 工賃倍増計画が つくられています 報酬 原則最低賃金を超える賃金あり 作業工賃あり 平均賃金(工賃) 7万9625円(2020年度) 1万5776円 (2020年度) ①就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者 ②50歳に達している者または障害基礎年金1級受給者 ③①および②に該当しない者で、就労移行支援事業者等 によるアセスメントにより、就労面の課題にかかる課題 等の把握が行われている者 ①移行支援事業を利用したが、企業等の利用に結びつか なかった者 ②特別支援学校を卒業後、企業等の雇用に結びつかな 就労移行支援 かった者 ③就労経験のある者で、現に雇用関係の状態にない者 企業等への就 労を希望する ◀ 福祉的就労

いるのかによって2種類の支援が用意されています。支援があれば、一般就労相当程度の就労能力がある場合には、 就労継続支援A型、そこまでの就労能力が乏しかったり、就労もしたいが、日中の居場所として安心して過ごすことが できる場が欲しいといった場合には就労継続支援B型が提供されます。

A型、B型ともに福祉的就労と呼ばれていますが、そこでの就労をゴールと考えるのではなく、A型の利用者は一般 就労を、B型の利用者はA型や一般就労を目指していくなど、利用者の希望をもとに支援が行われます。

> 参考文献: 二本柳 覚(編著)「図解でわかる障害福祉サービス」 中央法規出版株式会社(2022年)

保護者からのQ&A

保護者からのQ&Aのコーナーでは、保護者の皆様からの進路に関する御質問にお答えしていきます!右のQRコードを読み込み、気軽に御質問ください。

